

吐山の墓制(「墓と祖先祭祀についての法社会史的研究(課題番号06620010)」)			
頁	行	誤	正
1	6	理念的にはムラの中央に	ムラの中央に
4	5	垣内寺が垣内が	垣内寺を垣内が
4	13	一九九二年から一九九四年まで	一九九二年から一九九五年まで
5	4	男女と合祀	男女を合祀
5	16	元号が代わるが	元号はわかるが
5	18	建立年は性格ではない	建立年は正確ではない
5	37	整理されることがある	整理することがある
6	11	①古開発は	①開発は
7	11	」となってる場合	」となっている場合
7	24	この墓地の使用権は持たない	この墓地の使用権を持たない
9	26	両墓制の習俗もとは	両墓制の習俗のもとでは
13	2	める出そうであれば	める。そうであれば
13	9	先祖惣供養碑(2-25)を建立し(時代)	先祖惣供養碑(2-25)を建立し(時代は不詳)、これを集合墓
21	13	思想は死穢を忌避する	思想が死穢を忌避する
22	2	祖霊信仰論戸は	祖霊信仰論とは
23	36	吐山一族のもの(A-8)	吐山一族のもの(B-14)
23	37	夫婦墓で寛永二年(1625)のもの(A-)	夫婦墓で寛永四年(1627)のもの(2-30)
24	図表	17世紀:個人墓:7	17世紀:個人墓:6
24	図表	17世紀:不明:1	17世紀:不明:2
24	図表	合計:個人墓:363	合計:個人墓:362
24	図表	合計:不明:324	合計:不明:325
26	5	家観念の形成になかで	家観念の形成とともに

裏とした。また